

まえがき

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、昭和46年以降、5年ごとに「群馬県交通安全計画」を策定し、各種の交通安全対策を実施してきました。

この結果、「交通戦争」と呼ばれていた昭和47年に351人を数えた本県における道路交通事故の死者数は、令和2年には統計史上最少となる45人にまで減少しました。

これは、関係行政機関、市町村、関係民間団体のみならず、県民総参加による長年の努力の成果であると考えられます。

しかしながら、人口10万人当たりの交通人身事故発生件数や自転車の関係する交通人身事故発生件数は、全国ワースト上位が続いており、本県の交通情勢は依然として厳しい情勢にあります。

このような中、平成31年3月に「群馬県自転車活用推進計画」の策定、令和3年4月には、「群馬県交通安全条例の一部を改正する条例」の施行、「群馬県交通安全教育アクション・プログラム」の改定など、各種交通安全対策の基となる諸規定を改め、関係機関及び団体と連携し、更に強力に交通安全活動を推進していくこととしています。

「第11次群馬県交通安全計画」は、交通安全対策基本法の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき交通安全施策に関する大綱を定めたものです。

「ぐんま・県土整備プラン2020」における「誰もが安全・快適に移動できる社会の実現」に向け、「交通安全」の観点から、関係する行政機関や民間事業者が連携、協力し、地域の交通実態等に即した施策を強力に推進していくものとします。